

別表 1. (1)施設サービス利用料金 (1日あたり・1割負担分)

介護保険対象サービス利用料金(居住費、食費を含む基本部分)

	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①サービス利用に係る自己負担額(1割負担分)	個室	557円	625円	695円	763円	829円
	多床室	557円	625円	695円	763円	829円
②食費に係る自己負担額(保険外)負担段階別	第1段階	300円				
	第2段階	390円				
	第3段階	650円				
	第4段階	1,380円				
③居住費に係る自己負担額(保険外)負担段階別	第1段階	(個室) 320円		(多床室) 0円		
	第2段階	(個室) 420円		(多床室) 370円		
	第3段階	(個室) 820円		(多床室) 370円		
	第4段階	(個室) 1,150円		(多床室) 840円		
④自己負担合計(①+②+③)個室負担段階別	第1段階	1,177円	1,245円	1,315円	1,383円	1,449円
	第2段階	1,367円	1,435円	1,505円	1,573円	1,639円
	第3段階	2,027円	2,095円	2,165円	2,233円	2,299円
	第4段階	3,087円	3,155円	3,225円	3,293円	3,359円
⑤自己負担合計(①+②+③)多床室負担段階別	第1段階	857円	925円	995円	1,063円	1,129円
	第2段階	1,317円	1,385円	1,455円	1,523円	1,589円
	第3段階	1,577円	1,645円	1,715円	1,783円	1,849円
	第4段階	2,777円	2,845円	2,915円	2,983円	3,049円

平成30年4月1日現在

(2)加算となる介護保険対象サービス利用料金(1日あたり・1割負担分)

日常生活継続支援加算	36円	認知症高齢者が一定以上入所しており、介護福祉士の有資格者を一定以上数以上配置している場合
看護体制加算(Ⅰ) □	4円	常勤看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算(Ⅱ) □	8円	看護職員を基準以上配置しており、24時間連絡できる体制を確保している場合
夜勤職員配置加算(Ⅲ)□	16円	夜勤時間帯に職員を基準より多く配置し、且つ夜勤時間帯に看護師を配置している場合
排泄支援加算	月額 1,000円	排泄障害等のため、他職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合(月額算定)
褥瘡マネジメント加算	月額 100円	褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合(月額算定)
個別機能訓練加算	12円	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上、また100人に1人以上配置している場合
栄養マネジメント加算	14円	管理栄養士が継続的に入所者ごとの栄養管理をしている場合
低栄養リスク改善加算	月額 300円	低栄養リスクの高い方に、他職種が協働して低栄養状態を改善するために計画を作成し、改善に向けた取り組みを行った場合(月額算定)
口腔衛生 管理体制加算	月額 30円	口腔ケア・マネジメントを実施した場合(月額算定)
経口維持加算(Ⅰ)	月額 400円	継続的に食事の摂取を進めるための計画作成を行ない、特別な管理を実施した場合(月額算定)
経口維持加算(Ⅱ)	月額 100円	歯科医師、歯科衛生士等が食事の観察及び会議に参加し、継続的に食事の摂取を進めるための管理を行なった場合(月額算定)
看取り介護加算(1)	144円	看取り介護体制ができていて死亡日以前4日以上30日以下に加算(施設内で看取った場合)
看取り介護加算(2)	780円	看取り介護の体制ができていて死亡日2日前及び3日前に加算(施設内で看取った場合)

看取り介護加算 (3)	1,580円	看取り介護の体制ができていて死亡日に加算 (施設内で看取った場合)
外泊時費用	246円	病院等に入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合 (月6日)
初期加算	30円	初期加算(入所日から30日以内の期間。30日以上の入 院後の再入所も同様)
介護職員 処遇改善加算(Ⅰ)	1か月の 所定単位 数の 8.3%	介護人材を確保して、適切なサービスの質を保つための 措置を講じている場合

事業所の体制変更、利用者の身体状況の変化等により加算内容が変更される場合があります。

別表3. (1)サービス利用料金 (1日あたり・2割負担分)

介護保険対象サービス利用料金(居住費、食費を含む基本部分)

	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①サービス利用に係る自己負担額 (※2割負担分)	個室	1,114 円	1,250 円	1,390 円	1,526 円	1,658 円
	多床室	1,114 円	1,250 円	1,390 円	1,526 円	1,658 円
②食費に係る自己負担額 (保険外)	第4段階	1,380 円				
③居住費に係る自己負担額 (保険外)	第4階	(個室)1,150 円 (多床室)840 円				
④自己負担合計 (①+②+③) 個室	第4階	3,644 円	3,780 円	3,920 円	4,056 円	4,188 円
⑤自己負担合計 (①+②+③) 多床室	第4階	3,334 円	3,470 円	3,610 円	3,746 円	3,878 円

平成30年4月1日現在

(2)加算となる介護保険対象サービス利用料金 (1日あたり・2割負担)

日常生活継続支援加算	72円	認知症高齢者が一定以上入所しており、介護福祉士の有資格者を一定以上数配置している場合
看護体制加算(Ⅰ) □	8円	常勤看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算(Ⅱ) □	16円	看護職員を基準以上配置しており、24時間連絡できる体制を確保している場合
夜勤職員配置加算(Ⅲ)□	32円	夜勤職員配置を基準より多く配置し、且つ夜勤時間帯に看護師を配置している場合
排泄支援加算	月額 2,000円	排泄障害等のため、他職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合
褥瘡マネジメント加算	月額 200円	褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合
個別機能訓練加算	24円	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上、また100人に1人以上配置している場合
栄養マネジメント加算	28円	管理栄養士が継続的に入所者ごとの栄養管理をしている場合
低栄養リスク改善加算	月額 600円	低栄養リスクの高い方に、他職種が協働して低栄養状態を改善するために計画を作成し、改善に向けた取り組みを行った場合
口腔衛生管理体制加算	月額 60円	口腔ケア・マネジメントを実施した場合(月額算定)
経口維持加算(Ⅰ)	月額 800円	継続的に食事の摂取を進めるための計画作成を行ない、特別な管理を実施した場合(月額算定)
経口維持加算(Ⅱ)	月額 200円	歯科医師、歯科衛生士等が食事の観察及び会議に参加し、継続的に食事の摂取を進めるための管理を行なった場合(月額算定)
看取り介護加算(1)	288円	看取り介護体制ができていて死亡日以前4日以上30日以下に加算(施設内で看取った場合)
看取り介護加算(2)	1,560円	看取り介護の体制ができていて死亡日2日前及び3日前に加算(施設内で看取った場合)
看取り介護加算(3)	3,160円	看取り介護の体制ができていて死亡日に加算(施設内で看取った場合)
外泊時費用	492円	病院等に入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合(月6日)
初期加算	60円	初期加算(入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1か月の所定単位数8.3%	介護人材を確保して、適切なサービスの質を保つための措置を講じている場合

事業所の体制変更、利用者の身体状況の変化等により加算内容が変更される場合があります。

別表 1. (1)サービス利用料金 (1日あたり・1割負担分)

介護保険対象(短期入所生活介護)サービス利用料金(居住費、食費を含む基本部分)

	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①サービス利用に係る自己負担額(1割負担分)	個室	584円	652円	722円	790円	856円
	多床室	584円	652円	722円	790円	856円
②食費に係る自己負担額(保険外)負担段階別	第1段階	300円				
	第2段階	390円				
	第3段階	650円				
	上記以外の方	1,380円				
③居住費に係る自己負担額(保険外)負担段階別	第1段階	(個室)320円 (多床室) 0円				
	第2段階	(個室)420円 (多床室) 370円				
	第3段階	(個室)820円 (多床室) 370円				
	第4段階	(個室)1,150円 (多床室) 840円				
④自己負担合計(①+②+③)個室負担段階別	第1段階	1,204円	1,272円	1,342円	1,410円	1,476円
	第2段階	1,394円	1,462円	1,532円	1,600円	1,666円
	第3段階	2,054円	2,122円	2,192円	2,260円	2,326円
	第4段階	3,114円	3,182円	3,252円	3,320円	3,386円
⑤自己負担合計(①+②+③)多床室負担段階別	第1段階	884円	952円	1,022円	1,090円	1,156円
	第2段階	1,344円	1,412円	1,482円	1,550円	1,616円
	第3段階	1,604円	1,672円	1,742円	1,810円	1,876円
	第4段階	2,804円	2,872円	2,942円	3,010円	3,076円

平成30年4月1日現在

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食費・居住費に係わる自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。

(2)加算等となる介護保険対象サービス利用料金(1割負担分)

看護体制加算(Ⅲ)イ	12円	常勤看護師を1名以上配置し、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上の場合
看護体制加算(Ⅳ)イ	23円	看護職員を基準以上配置しており、24時間連絡できる体制を確保し、且つ要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上の場合
看護体制加算(Ⅰ)	4円	常勤看護師を1名以上配置している場合 (看護体制加算(Ⅲ)を算定しているときは算定しない)
看護体制加算(Ⅱ)	8円	看護職員を基準以上配置しており、24時間連絡できる体制を確保している場合 (看護体制加算(Ⅳ)を算定しているときは算定しない)
機能訓練指導体制	12円	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している場合
個別機能訓練体制	56円	機能訓練指導員が居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し見直し等を行っている場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	18円	常勤換算で介護福祉士の有資格者を全体の50%以上配置している場合
送迎加算	184円	施設送迎車両を利用する場合で、片道の料金
夜勤職員配置加算	15円	夜勤職員配置を基準より多く配置し、且つ夜勤時間帯に看護師を配置している場合
長期滞在者 に対する減算	1日につき △30円	長期間の利用者(自費利用などを挟み実質30日を超える利用者)について、所定単位数から減算を行う
介護職員 処遇改善加算(Ⅰ)	1か月の 所定単位数 の8.3%	介護人材を確保して、適切なサービスの質を保つための措置を講じている場合

別表 3.

(1) サービス利用料金(1日あたり)2割負担分

介護保険対象(短期入所生活介護)サービス利用料金(居住費、食費を含む基本部分)

	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①サービス利用に係る自己負担額(2割負担分)	個室	1,168 円	1,304 円	1,444 円	1,580 円	1,712 円
	多床室	1,168 円	1,304 円	1,444 円	1,580 円	1,712 円
②食費に係る自己負担額(保険外)	第4段階	1,380円				
③居住費に係る自己負担額(保険外)	第4段階	(個室)1,150円		(多床室)840円		
④自己負担合計(①+②+③) 個室	第4段階	3,698 円	3,834 円	3,974 円	4,110 円	4,242 円
⑤自己負担合計(①+②+③) 多床室	第4段階	3,388 円	3,524 円	3,664 円	3,800 円	3,932 円

平成30年4月1日現在

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食費・居住費に係わる自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。

(2)加算等となる介護保険対象サービス利用料金(2割負担分)

看護体制加算(Ⅲ)イ	24円	常勤看護師を1名以上配置し、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上の場合
看護体制加算(Ⅳ)イ	46円	看護職員を基準以上配置しており、24時間連絡できる体制を確保し、且つ要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上の場合
看護体制加算(Ⅰ)	8円	常勤看護師を1名以上配置している場合 (看護体制加算(Ⅲ)を算定しているときは算定しない)
看護体制加算(Ⅱ)	16円	看護職員を基準以上配置しており、24時間連絡できる体制を確保している場合 (看護体制加算(Ⅳ)を算定しているときは算定しない)
機能訓練指導体制	24円	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している場合
個別機能訓練体制	112円	機能訓練指導員が居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し見直し等を行っている場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	36円	常勤換算で介護福祉士の有資格者を全体の50%以上配置している場合
送迎加算	368円	施設送迎車両を利用する場合で、片道の料金
夜勤職員配置加算	30円	夜勤職員配置を基準より多く配置し、且つ夜勤時間帯に看護師を配置している場合
長期滞在者 に対する減算	1日につき △60円	長期間の利用者(自費利用などを挟み実質30日を超える利用者)について、所定単位数から減算を行う
介護職員 処遇改善加算(Ⅰ)	1か月の 所定単位数 の8.3%	介護人材を確保して、適切なサービスの質を保つための措置を講じている場合

別表 2. (1) サービス利用料金 (1日あたり・1割負担分)

介護保険対象(介護予防短期入所生活介護)サービス利用料金(居住費、食費を含む基本部分)

	算定項目	要支援 1	要支援 2
①サービス利用に係る自己負担額(1割負担分)	個室	437円	543円
	多床室	437円	543円
②食費に係る自己負担額(保険外)負担段階別	第1段階	300円	
	第2段階	390円	
	第3段階	650円	
	上記以外の方	1,380円	
③居住費に係る自己負担額(保険外)負担段階別	第1段階	(個室) 320円 (多床室) 0円	
	第2段階	(個室) 420円 (多床室)370円	
	第3段階	(個室) 820円 (多床室)370円	
	上記以外の方	(個室)1,150円 (多床室)840円	
④自己負担合計(①+②+③)個室負担段階別	第1段階	1,057円	1,163円
	第2段階	1,247円	1,353円
	第3段階	1,907円	2,013円
	上記以外の方	2,967円	3,073円
⑤自己負担合計(①+②+③)多床室負担段階別	第1段階	737円	843円
	第2段階	1,197円	1,303円
	第3段階	1,457円	1,563円
	上記以外の方	2,657円	2,763円

平成30年4月1日現在

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食費・居住費に係わる自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。

(2)加算等となる介護保険対象サービス利用料金(1日あたり・1割負担分)

機能訓練指導体制	12円	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している場合
個別機能訓練体制	56円	機能訓練指導員が居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し見直しを行なっている場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18円	常勤換算で介護福祉士の有資格者を全体の50%以上配置している場合
送迎加算	184円	施設送迎車両を利用する場合で、片道の料金
介護職員 処遇改善加算(Ⅰ)	1か月の 所定単位数 の8.3%	介護人材を確保して、適切なサービスの質を保つためのものです。

* 事業所の体制変更、利用者の身体状況の変化等により加算内容が変更される場合があります。

別表4. (1)サービス利用料金(1日あたり・2割負担分)

介護保険対象(介護予防短期入所生活介護)サービス利用料金(居住費、食費を含む基本部分)

	算定項目	要 支 援 1	要 支 援 2
①サービス利用に係る 自己負担額 (2割負担分)	個室	874円	1086円
	多床室	874円	1086円
②食費に係る 自己負担額 (保険外) 負担段階別	第4段階	1,380円	
③居住費に係る 自己負担額 (保険外) 負担段階別	第4段階	(個室)1,150円	(多床室)840円
④自己負担合計 (①+②+③) 個室 負担段階別	第4段階	3,404円	3,616円
⑤自己負担合計 (①+②+③) 多床室 負担段階別	第4段階	3,094円	3,306円

平成30年4月1日現在

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食費・居住費に係わる自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。

(2)加算等となる介護保険対象サービス利用料金(1日あたり・2割負担分)

機能訓練指導体制	24円	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している場合
個別機能訓練体制	112円	機能訓練指導員が居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し見直しを行なっている場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	36円	常勤換算で介護福祉士の有資格者を全体の50%以上配置している場合
送迎加算	368円	施設送迎車両を利用する場合で、片道の料金
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1か月の 所定単位数 の8.3%	介護人材を確保して、適切なサービスの質を保つためのものです。

* 事業所の体制変更、利用者の身体状況の変化等により加算内容が変更される場合があります。